

2011年10月20日

文部科学大臣 中川正春 様

全日本教職員組合（全教）  
中央執行委員長 北村佳久

## 教職員の労働基本権に関する要請

日ごろより、教育の充実と教育予算の拡充に向けてご尽力いただいていることに心より敬意を表します。

さて、国家公務員制度改革関連法案が先の通常国会に提出されるもと、総務省では、協約締結権回復、自律的労使関係制度の確立をめざした「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」を6月2日に公表し、その後、パブリックコメントも実施されてきました。

いうまでもなく、公務員・教職員の労働基本権は、本来、憲法に保障された基本的人権としてあるものです。国際的にも、一般公務員には争議権も含めた権利が保障されているのが普通で、国によっては警察官や裁判官に争議権が保障されているところさえあるのが実態です。私たちも、そうした憲法原則と国際基準に則った労働基本権の全面的な回復を求めて、一貫して運動をすすめてきたところです。

国と地方では、法も実態も異なります。とりわけ教職員の場合、給与負担者と服務監督権限者が異なる場合もあり、協約締結を前提とした場合の当事者性等、今後の具体化にあたって整理すべき課題が多くあります。また、勤務条件が義務教育費国庫負担金と深く関わっている教職員にとっては、国段階における大綱的協約および協議システムの確立も不可欠と考えます。

私たちは、全労連公務員制度改革闘争本部として、9月28日、地方公務員の労働基本権回復にむけて、総務省に「意見書」（別添）を提出しました。国家公務員制度改革関連法案をめぐるの内閣府との交渉の場で、園田大臣政務官から文科省との交渉の場の必要についても言及されてきた経過もあり、教職員をめぐる諸課題についての具体的交渉に入ることを求めるものです。

つきましては、下記事項における協議を要請します。よろしく申し上げます。

### 記

1. 地方公務員・教職員に関わる労働基本権拡大の法制化に向けては、憲法と教員の地位に関する勧告に則り、教職員の所管官庁として責任を持って検討するとともに、総務省の検討に遅れることのないよう、十分な調整をおこなうこと。
2. 下記事項について、全教と定期協議をすすめること。
  - (1) 文部科学省および地方段階における「当局」と「交渉事項」の整理について
  - (2) 文部科学省と全教との交渉・協議事項のあり方および交渉ルールについて
  - (3) 教職員の「あっせん」、「調停」、「仲裁」を担うに相応しい第三者機関のあり方について
  - (4) その他、教育公務員特例法の改正など関連する事項について

以上